

令和5年度 第2回富士市公共交通協議会議事録（R5.8.8開催）

事務局

本会議の取扱いについて

「富士市審議会等の会議の公開に関する規則」に準じて、「公開」

本会議の成立の可否

出席者18名、欠席者6名であり、出席委員が、委員の定数の過半数を満たしているため、富士市公共交通協議会規則第3条第2項により、「成立」

協議事項（1）

事務局

＜市自主運行路線の運賃改定について説明＞

会長
(副市長)

物価高騰等の様々な状況により、市自主運行路線においても運賃を改定するという事で、事務局から説明がありました。

今般の運賃改定について、富士急静岡バス様、補足の説明等をお願いいたします。

斎藤委員
(富士急静岡バス)

今回の運賃改定については、6月に中部運輸局に運賃改定の申請をし、当局の許可を受けたうえで、10月1日から運賃の改定をするものです。

運賃改定に至った経緯としては、バスの利用者が年々減少している中、平成7年の運賃改定以来、約28年間、消費税率の引き上げによるものを除いて、運賃改定をすることなく、運転士をはじめとした職員の給与の抑制や経費削減の努力、利用者の少ない路線の廃止や減便、コミュニティバスへの転換等、交通網の再編を行い、様々な運営の効率化を図ることで対応してまいりました。

しかし、運転士不足が深刻な状況の中、給与や労働条件改善等への対応をしつつ、安全確保のための設備投資も必要になってきます。

また、会長からもお話があったように、物価高騰等の影響で運行経

費の増加が見込まれるため、やむを得ず運賃改定を申請させていただきました。

運賃の平均改定率は、16.5%で、初乗り運賃は、富士市内で、現在の160円から180円となります。

また、主要なバス停間の運賃については、富士駅から吉原中央駅間が、現在の310円から350円になる予定です。

当社としましては、厳しい経営状況が今後も続くと考えておりますが、経営改善に取り組むとともに、利便性の向上、安全対策、運転士の健康管理等に配慮して取り組んでまいりますので、今般の判断を何卒ご理解いただきたいと思っております。

会長
(副市長)

ありがとうございました。

資料の11ページにあるように、その他の公共交通事業者様の運賃改定についても、報道等で取り上げられておりますが、本日も出席の交通事業者様において、運賃改定の状況はいかがでしょうか。

岡委員
(山梨交通)

富士急静岡バス様と同様、平成7年3月の運賃改定以来、運賃改定をすることなく、地域交通の維持確保のために事業を継続してまいりました。

しかしながら、昨今の燃料高騰、物価高騰、また新型コロナウイルス感染症による移動需要の減少等の影響を受け、持続的に安心安全な移動サービスを提供していくために、運賃改定による収支の改善が必要だと判断し、8月7日に関東運輸局に運賃改定の申請を行いました。

運賃改定日は10月1日を予定しており、当社が運行する山梨、静岡の一般路線がすべて対象となり、運賃の平均改定率は19.4%、初乗り運賃が、現行の150円から190円になります。

利用者への周知については、プレスリリースの他、当社ホームページに概要を掲載するとともに、沿線自治体に案内をさせていただいております。

今後の詳細については、国土交通省の審査を踏まえ、発表させてい

ただく予定でおります。

利用者の皆様にはできる限りご不便をおかけしないよう、認可が下り次第、バス停やバス車内のお知らせ等で、すみやかに周知を図る予定です。

橘田委員
(岳南電車)

資料にも掲載いただきましたが、他の事業者様と同様、10月1日から運賃改定を行います。

当社の場合、2019年の消費税率引き上げにともなう運賃改定の際に申請をし、許可をもらっていた上限運賃について、それを最大まで活用しておりませんでした。

最大まで活用していなかった区間が、初乗りとなる2キロまでと、その次の4キロまでの区間となりますが、その区間について、許可を受けていた最大値まで引き上げるという形で、運賃改定の届け出をいたしました。

経緯としては、他の事業者様と同様、利用者の減少や物価高騰、職員の処遇改善、人材確保等課題が山積する中、将来を見据えた安心安全な運行を確保していくためにも、原資が必要になるということで、運賃改定の判断をさせていただきました。

運賃改定の概要については、初乗りとなる2キロの区間が150円から170円に、その次の4キロ区間が210円から220円となります。

通勤定期は、同様の割合で改定しますが、通学定期は学生への影響を最小限にするために、割引率をあげることで実質据え置きということで対応する予定です。

改定日は他事業者様と同様、10月1日となります。

山田委員
(タクシー協会)

バスや鉄道と同様の理由で、昨年度から富士・富士宮地区のタクシー事業者も運賃改定について中部運輸局に要請をしております。

実際の改定は、許可、認可を受けてからとなります。

会長
(副市長) ありがとうございます。
どの事業者様におかれましても非常に厳しい状況であるということをお話いただきましたが、その他委員の皆様からご意見等ありましたら、お願いいたします。

<質疑なし>

会長
(副市長) それではお諮りします。
「市自主運行路線の運賃改定について」、事務局の案の通り、承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

会長
(副市長) ありがとうございます。
それでは、事務局は、速やかに手続きを進めるようお願いいたします。
以上で、協議事項は終了いたしました。

報告事項(1)

事務局 <「伝法地区おでかけバス」実証運行の終了について説明>

会長
(副市長) それでは、質疑応答に入ります。
ご意見・ご質問のある方はお願いします。

渡邊委員
(市民委員) 伝法地区に住んでいますが、運行内容の見直し等、様々な取組をしていただき、ありがたく思います。

実証運行についてはこれで終了ということで、残念に感じますが、何か要望があれば、別の形で続けるということはあるのでしょうか。

それと、周知についても、連合町内会で報告したということですが、住民1人1人に伝わっているようには思えません。

その辺りをどのようにお考えでしょうか。

事務局

今回の実証運行については、運行内容や運行方法が地区のニーズに合っていなかったようなので、皆様の意見を聞きながら、周辺の路線バスの状況等を踏まえながら、新たな方法を検討したいと思います。

また、コミュニティ交通を導入するという方法も考えられますが、基本的には、地区からの立候補制となっていますので、地区の方から、ここにコミュニティ交通を導入したいという要望をいただければ、対応していきたいと考えております。

先日、伝法地区の連合町内会でも、改めて立候補制について説明をさせていただいたところです。

また、終了に関する周知に関しましては、運行内容の変更をしたときなどと同様に、チラシを地区へ回覧いたしました。

定期的にご利用いただいている方には、予約の際に9月末をもって終了となることを伝えるよう運行事業者である石川タクシー富士様へ依頼してあります。

会長
(副市長)

今年度の取組であるM a a Sに関連して、デジタル技術を活用した交通手段等の可能性があるか、事務局から説明をお願いします。

事務局

現在、コミュニティ交通としては、定時定路線で運行しているコミュニティバスと、予約制でダイヤと停車場が決められている乗合のデマンドタクシーがありますが、今年度の取組として、A I オンデマンド交通の運行を予定しております。

A I オンデマンド交通は、スマートフォンのアプリなどからの乗車予約に応じて、A I を活用して時間や路線をフレキシブルに設定する運行形態です。

運行地区は、検討段階ではありますが、そのような運行形態について準備していることもご承知おきいただければと思います。

報告事項（2）

事務局

＜デマンドタクシーの駐車場廃止について説明＞

会長

それでは、質疑応答に入ります。

(副市長)

ご意見・ご質問のある方はお願いします。

会長

一点、私から質問をさせていただきます。

(副市長)

廃止した駐車場をご利用だった方は、その近くの駐車場を利用されているのでしょうか。

事務局

今回廃止した駐車場は、地区の方と買い物需要があるだろうということで設置した駐車場であるため、代わりに近くの駐車場を利用していただくというより、その駐車場への需要がなくなったと判断しております。

実際、廃止した駐車場のうち、スーパーふじかわについては、閉店から廃止日まで1か月程度様子を見ましたが、その間の利用はなく、やはり買い物目的での利用であったのであろうということで、地区の方と協議し、7月7日に廃止しました。

報告事項（3）

事務局

＜ふじM a a S推進協議会の設立について説明＞

会長

それでは、質疑応答に入ります。

(副市長)

ご意見・ご質問のある方はお願いします。

原田委員

先日、設立記念セミナーに参加し、非常に良い取組だと思いながら、拝聴させていただきました。

(静岡運輸支局)

こちらのふじM a a S推進協議会は、年に何回程度開催する予定でしょうか。

また、地域課題を解決するというと、この公共交通協議会にも言え

ることではあると思うのですが、ふじM a a S推進協議会と公共交通協議会との関わりについて教えてください。

事務局

まず、ふじM a a S推進協議会の開催回数については、今年度は2回程度と考えており、年度内にあと1回開催する予定でおります。

来年度以降は、必要に応じてと考えておりますが、年に2、3回は定例的に行う予定でおります。

次に、公共交通協議会との関わりについて、ふじM a a S推進協議会の設立は、事業者間のネットワークを構築し、連携を強化したうえで、それらのネットワークからM a a S関連の事業のプロジェクト化を図っていくことが狙いです。

公共交通協議会は、従来通り、公共交通の運行に関する協議等をする場と考えております。

会長
(副市長)

石川委員から何かご意見はありますか。

副会長
(石川教授)

M a a Sは市民の皆様にとっては聞きなれない言葉だとは思いますが、元はフィンランドから始まった取組です。

交通の問題は世界的に深刻であり、どこの国も、何もしないと皆自家用車を使い、それによって公共交通や自転車の利用が低迷してしまうという状況です。

そこで、フィンランドではデジタル技術を活用して、様々な交通モードをつなぎ、スマホ1つで経路検索から運賃決済まで済ませることができるサービスを始めています。

その国の言葉がわからない人でも使うことができ、外国人にとっても便利なシステムで、現在はフィンランドのみならず、様々な国に広がり、日本でも4、5年前から、色々な地域で取り組まれています。

M a a Sについては、交通の取組における大きな流れなので、乗り遅れると課題が多くなる可能性もあり、富士市がこのタイミングで始

めることは良いと思います。

また、M a a Sは、試行錯誤的などころがあり、少し長い目で見ても、新しい技術によって公共交通あるいは他の交通モードに解決策が見いだせないかという取組になりますので、様々な実証が必要ではないかと思えます。

これに対しては、色々な交通事業者や観光施設等、様々な業種を含めて取り組むことができるので、多くの方がそれに関わって、関心を持っていただくと良いと思えます。

会長
(副市長)

ありがとうございました。

市としても、まだ取り組み始めたばかりですが、M a a Sについては長い目で取り組んでいきたいと思っております。

以上で、報告事項を終わりたいと思えます。

これにて、本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返しします。

事務局

皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

本日承認をいただいた件につきましては、手続きを確実に進めていくとともに、いただいたご意見につきましても十分に尊重させていただき、今後、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

次第の「4 その他」ですが、「富士市地域公共交通事業者利用促進事業等支援補助金について」及び「バスの日イベントの開催について」、ご説明させていただきます。

<富士市地域公共交通事業者利用促進事業等支援補助金について説明>

<バスの日イベントの開催について説明>

以上、事務局より説明させていただきました内容について、委員の皆様からご意見等ありましたら、お願いいたします。

<質疑なし>

ありがとうございました。

バスの日イベントにつきましては、来月9月23日に開催予定でありますので、委員の皆様もご都合がよろしければぜひお越しください。

その他事項については、以上となります。

最後に、事務局から、本協議会の今後の予定についてご連絡いたします。

第3回は10月、そして第4回は令和6年1月に開催する予定です。

協議案件の状況によっては、書面協議への変更等の可能性もありますが、開催する場合には改めて通知にてご案内させていただきますので、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、ご出席等いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の協議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。